

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

| | |
|--------------------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 第48回 枚方市障害者施策推進協議会 |
| 開 催 日 時 | 平成22年5月21日（金） 10時00分から 12時00分まで |
| 開 催 場 所 | 枚方市民会館 第3・4集会室 |
| 出 席 者 | 村井龍治会長、諸富敬章副会長、徳村初美委員、菊咲好子委員、 桑原一章委員、上辻崇正委員、山本周子委員、松浦武夫委員、 岸本和子委員、林宏樹委員、森下純一委員、邑田知子委員、 村山育代委員、一柳茂明委員 |
| 欠 席 者 | 松田伸一副会長、大島みどり委員 |
| 案 件 名 | 1. 平成22年度予算（障害福祉室関連分）について 2. 平成22年度障害福祉室主要事業について 3. 枚方市障害者計画（平成20年度改定）進捗管理について 4. 次期、枚方市障害者計画について 5. その他 |
| 提出された資料等の 名 称 | 資料1 平成22年度予算（障害福祉室関連分）比較表 資料2 平成22年度障害福祉室主要事業 資料3 枚方市障害者計画進捗状況報告 資料4 枚方市障害者計画策定スケジュール（案） |
| 決 定 事 項 | 枚方市障害者計画スケジュールの承認 |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍 聴 者 の 数 | 3人 |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 福祉部 障害福祉室 |

審 議 内 容

会 長：定刻となりましたので、第48回枚方市障害者施策推進協議会を開会いたします。この後にどうしても出席しなければならない会議があり、本日11時30分で退出させていただきます。決して11時30分で絶対終わりますよという意味ではありませんので、審議が長引くようであれば、11時30分以降は諸富副会長の方に引き継いで行っていただきますのでご了承よろしくお願いたします。特に、きょうは進捗状況等かなり委員の皆さんに見ていただくことがたくさんあります。進捗状況がどうなっているか、あるいは予算、決算、どのようになっているのかというのを皆さん方に見ていただきまして、ご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日も傍聴の希望の方がおられますが、特に個人情報等問題がないと思っておりますので、入っていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長：はい、ありがとうございます。では、傍聴を許可しますので事務局、よろしくお願いたします。

審議の方に移らせていただきたいと思っております。それでは、議題の方に移らせていただきます。案件ですが、1から4まであります。平成22年度予算についてと、平成22年度の障害福祉室の主要事業について、この2つは一括してご説明いただきご審議いただきたいと思っております。事務局の方からご説明、よろしくお願いたします。

事務局：それでは、まず、事務局を代表いたしまして、丹羽福祉部次長の方から、ごあいさつを申し上げますので、よろしくお願いたします。

丹羽次長：あいさつ

事務局：続きまして、委員の変更がございましたので、ご紹介申し上げます。大阪府の方におきまして、4月1日付けで人事異動がございました。枚方保健所の川原健史委員が異動され、新たに一柳茂明委員を就任されましたので、よろしくお願いたします。

委 員：一柳です。よろしくお願いたします。

事務局：なお、任期につきましては川原委員の残任期間となりますので、平成23年6月30日までとなっております。

なお、松田副会長、松浦委員、大島委員につきましては、今のところ、まだお見えになっていませんが、出席者が過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、事務局についても人事異動がありましたので、本日、出席している職員について、ご報告させていただきます。

福祉部次長の丹羽でございます。次に金沢障害福祉室総務事業担当課長でございます。弓手障害福祉室生活支援担当課長でございます。前村障害福祉室主幹でございます。服部障害福祉室課長代理でございます。三谷障害福祉室課長代理でございます。竹内障害福祉室係長でございます。最後になりますが、私、障害福祉室室長の山田と申します。以上、よろしくお願いたします。

事務局：それでは、本日の資料及び案件につきまして、簡単にご説明いたします。座らせて

いただきます。

まず、お手元の資料の確認でございます。まず、本日の「第48回枚方市施策推進協議会次第」というものがございます。続きまして、資料1といたしまして、「平成22年度予算（障害福祉室関連分）比較表」、A3版、1枚ものがございます。

資料2といたしまして、「平成22年度障害福祉室主要事業」

資料3といたしまして、「枚方市障害者計画進捗状況報告」

資料4といたしまして、「枚方市障害者計画策定スケジュール（案）」

また参考資料といたしまして委員名簿を配付させていただいております。お手元の資料につきましては以上でございます。過不足等ございませんでしょうか。

続きまして、本日の案件についてご説明いたします。

案件1といたしまして、平成22年度予算（障害福祉室関連分について）

案件2といたしまして、平成22年度障害福祉室主要事業について

案件3といたしまして、枚方市障害者計画（平成20年度改定）進捗管理について

案件4といたしまして、次期、枚方市障害者計画について

案件5といたしまして、その他でございます。

なお、本日、案件1と2、案件3と4を一括してご説明させていただきまして、最後に案件5についてご説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

会 長：それでは早速、案件1と2を一括でということですので、事務局の方から説明お願いいたします。

事務局：それでは、案件1、平成22年度予算（障害福祉室関連分）についてご説明します。

本市の一般会計、平成22年度当初予算は約1,092億円で、対前年度当初予算比で66億円の増、率にして6.4%の増となっております。

お手元の資料1をごらんください。障害福祉室における各事業費が左から順番に、金額で平成21年度当初予算A、平成21年度補正後の予算、そして平成21年度決算見込額、そして、平成22年度当初予算額B、最後にB-Aとなっております。平成22年度と平成21年度の当初予算額の増減が一覧表となっております、裏面の方まで続いております。裏面の最下段の方に障害福祉室の予算の合計が載っております。平成22年度当初予算額が約53億2,300万円で、対前年度比で約2億8,500万円、5.6%の増となっております。

各事業につきまして、特徴的なところを何点かピックアップして説明させていただきまします。表に戻っていただきまして、障害者福祉総務費の4番。障害者小規模通所授産施設運営補助金ですが、平成22年度の当初予算は約3,700万円です。これは障害者自立支援法が施行前の旧体系施設である小規模授産施設に係る補助金で、運営補助が1か所、あと、既に移行済のところに対する移行支援補助が8か所あります。これにつきましては、平成23年度で廃止を予定しているものです。対象の施設は、順次、新体系への移行を進めていることから、その分、対前年度比で減額となっております。予算の増減は少ないですが、1つ上の3番、障害者福祉作業所運営補助事業経費、約1億500万円、これは無認可の福祉作業所に対する大阪府と本市による運営の補助金で、同じく平成23年度で廃止を予定しているものです。これに関連しまして、30番の福祉作業所法人化支援事業経費、47万6,000

円。これは現在13か所あります福祉作業所を対象に新体系への移行に向けて法人格の取得などをサポートするものです。

32番、障害者ジョブコーチ養成事業委託料と33番、障害者相談支援事業につきまして、次の主要事業の方で別途ご説明いたします。

続きまして、障害者自立支援費の1番、居宅介護、ホームヘルプサービス事業経費5億9,100万円です。これは利用実績そのものが増加傾向にありますことから、対前年度比で増額を見込んでいるものです。

続きまして、9番、生活介護、8億1,400万円は昨年度と比べて、2億4,900万円と大幅な増額を見込んでいます。これは旧体系の施設が新体系へ移行するに加えまして、地域生活を支える居住サービスであるケアホームと日中活動サービスの生活介護や就労継続支援の利用ニーズが高まっていることが背景にあると考えられます。

裏面へまいりまして、17番、共同生活介護ケアホーム、約4億2,700万円、18番、施設入所支援事業経費9,900万円、22番、就労継続支援事業経費、約3億8,100万円についても同様の理由で大幅な増額を見込んでおります。

これに対しまして、20番、旧法施設事業経費約4億4,100万円は旧体系の施設ということで大幅な減額を見込んでいるというところ です。

表面へ戻りまして、10番、自立訓練等事業経費、約1億1,100万円です。これは身体機能や生活能力の訓練を行うサービスですが、市内にある事業所は平成21年7月に就労継続支援B型にサービス類型を変更されましたので、その分、利用減を見込んでいるものがあります。

続きまして、12番、短期入所ショートステイ事業経費、裏面でございます。12番、短期入所ショートステイ事業経費、約6,800万円、家族介護者の高齢化などを背景に、利用ニーズの増加が見込まれております。

続きまして、27番、障害者自立支援法施行特別対策事業経費、これは国の基金事業でありまして、平成21年度の補正予算で対応したもので、平成23年度まで実施する予定のものであります。その中で、(2)の通所サービス等利用促進事業経費、約2,900万円、これは生活介護などの日中活動のサービス事業者が利用者の送迎サービスを行う場合、車両のリース料、運転手の賃金、燃料費などを助成するものであります。

続きまして、障害者地域生活支援費です。これは障害者自立支援法に基づく市町村独自の事業です。その中で、5番、移動支援、ガイドヘルプ事業経費、約3億8,700万円。本市では知的障害者を対象としたガイドヘルプサービスを全国で初めて実施するなど、移動支援に先駆的に取り組んできた経緯があります。その影響もあって、利用者も利用時間も年々増加する傾向にあり、その分、増加を見込んでおります。

続きまして、8番、日中一時支援事業経費。これは家族介護者の休息や就労などを目的としまして、日帰りで利用されるもので、特に児童の放課後や土・日、夏休みの利用ニーズが高いものです。利用ニーズの高さに対しまして、受け入れ事業所が少ないことから、平成21年4月に事業者報酬を見直しまして、これまでに市内で3か所が新規開設されております。以上で、案件1の説明を終わります。

会 長：引き続き資料2の方の障害福祉室主要事業について、説明をお願いします。

事務局：案件2のご説明をさせていただきます。資料2をごらんください。平成22年度の障害福祉室主要事業につきまして、新たな事業を主に説明させていただきます。

まず、1、障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減についてでございますが、国の平成22年度予算におきまして、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉制度ができるまでの間、市民税非課税世帯である低所得の障害者等について、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付に係る利用者負担を無料とすることとなりました。本市におきましても、この措置を踏まえまして、平成22年度4月利用分より利用者負担の軽減を行っているところでございます。また、これに合わせまして、市町村事業であります同法に基づく地域生活支援事業につきましても、移動支援、日常生活用具給付等4事業に係る利用者負担につきまして、同様の軽減措置を行うこととしております。この資料2の表のとおり、市民税非課税世帯について利用者負担を無料とするものです。

まず、①の自立支援給付でございますが、全国一律のサービスでございますが、上の段が現行の負担上限月額でございます。下の段が改正後の負担上限月額を示しております。今回の改正で、先ほども申しましたが、障害福祉サービスに係る利用者負担は、生活保護世帯が従来から無料でありましたように、太枠で囲みました部分、市民税非課税世帯につきましても無料とさせていただくものです。

次に、裏面の2ページをごらんください。②の地域生活支援事業でございますが、これは障害者自立支援法に基づく市町村独自の制度でございます。本市では移動支援、日常生活用具及び生活サポートにつきましては所得に応じての利用者負担の上限月額を定め、日中一時支援事業につきましては、1回当たりの利用負担額を定めているところです。国からは、障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置の実施を踏まえまして、地域生活支援事業の利用者負担につきましても検討をしていただきたいとされておきまして、本市におきましても、地域生活支援事業についても、市民税非課税世帯に係る利用者負担の無料化を今年度から実施することとしたものです。

なお、地域生活支援事業の中でも、移動支援事業いわゆるガイドヘルプサービスにつきましては、予算規模でも約3億8,000万円という大きな予算規模でございますが、大きなウエイトを占めております。この事業につきましては、枚方市が府下的にも先駆的に取り組んで来た経過もございますが、その利用者負担につきましては、大阪府下各市がおおむね課税世帯の上限月額を4,000円といたしておりますが、本市につきましては従来から2,000円という形で運用しております。

なお、この利用者負担の見直しに係る予算への影響額でございますが、歳出予算ベースで、自立支援給付につきましては約4,200万円、地域生活支援事業では約1,000万円の増額、予算増を見込んでおります。

続きまして、2番、障害者ジョブコーチ養成委託事業についてご説明いたします。障害者ジョブコーチ養成委託事業は、国のふるさと雇用再生基金事業を活用いたしまして、障害者の就労支援するジョブコーチを養成するとともに、障害者の職場実習や短期雇用を実施するなど、障害者の就労支援の充実を図るものでございます。

本事業は委託事業でございまして、受託事業者は枚方市内において、就労継続支援、就労移行支援、通所授産の障害福祉サービス事業を営む社会福祉法人等から指名競争入札により選定いたしました。事業内容でございますが、受託事業者は就労を希望する障害者を対象に、2か月程度雇用した上で、有給の職場実習を15人、2週間程度の無給の職場実習を20人に対して実施する予定としております。職場実習の場所は受託事業者の事業所のほか、一般企業等も想定しております。また、これらの職場実習におきまして、障害者の業務指導に従事するジョブコーチ2名を失業者から新規に雇用いたしまして、これらの職場実習における業務指導や職場実習向け、職場実習受け入れ企業の開拓など、実務経験を積む中からジョブコーチの技術を養成していくものでございます。

この事業についての予算額でございますが、今年度1,291万7,000円でございます、本年6月から22年度末までの契約期間となっております。

続きまして、聴覚障害者用情報受信装置助成事業につきましてご説明いたします。聴覚障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、平成23年のデジタル放送への移行に伴う緊急支援を行うことにより、聴覚障害者への情報支援の充実を図るということを目的としております。国からの交付金をもとに、府が増設しました基金事業でございます障害者自立支援対策臨時特例交付金事業を活用いたしまして、既にアナログ対応の聴覚障害者用情報受信装置を利用されている聴覚障害者を対象に、地上デジタル放送に対応いたしました聴覚障害者用情報受信装置の購入費用を助成するものでございます。その内容といたしましては、地上デジタル放送対応の聴覚障害者用情報受信装置1台当たり、7万5,000円以内で本体のみを対象とするものでございます。助成する予定台数は40台を予定しております、300万円を予算計上しております。この制度につきましては、広報紙、ホームページ等で周知を図る予定をしております。

続きまして、オストメイト対応トイレの新設についてでございます。これも先ほどと同様、障害者自立支援対策の臨時特例交付金事業を活用いたします。今年度、枚方市立保健センターの身障者用トイレにオストメイトトイレを設置する予定としております。予算額は工事請負費といたしまして100万円を計上しております。なお、平成20年度にも当事業を活用いたしまして、津田生涯学習市民センターにオストメイトトイレを設置したところでございます。

最後でございますが、障害者相談員事業についてご説明いたします。身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に規定されますこの相談員制度でございますが、障害当事者またはその保護者の相談に応じ、その更生のために必要な支援を行うとともに、市等の行政機関に協力して障害者福祉について啓発・普及活動を進めること等を目的としております。

従来、この事業につきましては大阪府の所管でございましたが、平成22年度、本年度から事務委譲を受けまして、本市の事業となっております。そのことから、身体障害者相談員につきましては、当事者の方から27名、知的障害者相談員につきましては、障害者の保護者の方から8名の方について相談業務を委託しております。このことについても、広報紙、ホームページで周知を図ることとしております。予算額でございますが、相談員の方への報奨金等で79万8,000円を予算計上しております。簡単でございますが、以上でご説

明を終わらせていただきます。

会 長：はい、ありがとうございます。それでは、案件1と案件2、今、ご説明あったところは一括してご質疑いただきたいと思いますので、どの部分からでも結構です。ご質疑いただきたいと思います。大きなのは、どちらかというと、その移行に伴う部分、23年度の移行に伴う部分のところが大きいのところになります。それと、増加傾向が見られるとか、それから本市の特徴である移動支援ですね、この辺りでの増加分とか、それに伴う減額分というのが全体としては出てきているということですので、どうぞ、わかりにくい点等がありましたら、ご質疑いただきたいと思います。どこからでも結構です。

それぞれ増額については増加傾向にある、ニーズをある程度、市としてつかんだものについて増額している。それから、減額についても先ほど、例えば自立訓練等の事業の経費が削減されている。それから新体系移行に伴う減額と書いてある辺りというのは、それぞれ新体系への移行というニーズをとらえて減額しているというようなことだと思います。

それでは、どうぞ。

委 員：〇〇と申します。さっきの説明の中で手話通訳派遣の予算というのは、どこに載っているのでしょうか。教えていただきたいのですが。

事務局：裏面へいっていただきまして、障害者地域生活支援費の3番、コミュニケーション支援事業経費というのがあります。この中に手話通訳派遣の経費は含まれております。

委 員：わかりました、ありがとうございました。

ショートステイ、グループホーム、ケアホームとか、いろいろ今、枚方市にはありますが、手話のできる職員の方がいらっしゃいません。もし、手話を必要とする人々、聴覚障害者の方が行った時に、手話通訳とかいろいろ必要になりますので、その中でこのコミュニケーション支援事業ではなくて、ショートステイ、グループホーム、ケアホーム、いろいろな事業の中から通訳者分を支出していただきたいという意味で、支出をしていただくことはできるでしょうか。

事務局：質問の意味を確認させていただきたいのですが、恐らくグループとかケアホームといった事業所に、そういった手話のできる職員を配置してほしいという意味ととらえたのですが。そのできない職員の方との意思疎通のために、この手話通訳派遣の制度利用ができるのかといった質問と二通りにとらえたのですが。

委 員：そうですね。今、実際、施設の中では手話のできる職員さんはいらっしゃらないですね。もし、手話が必要になった場合には、コミュニケーション支援事業の中から通訳を派遣していただいて対応しているという状態だと思います。そうではなくて、初めからその事業所の中に通訳に派遣をできる。その事業費からの通訳者の費用が支出できるということではないのでしょうかということです。いつも通訳にはコミュニケーション支援事業の中から通訳費は出しているという状態ということでしょうか。それで、それぞれのグループホームとかその事業の中から手話通訳に対するお金は、その事業費の中から支払われるということは無理ということでしょうか。

事務局：その手話通訳派遣に関しましては、その行く先によって、その通訳の必要な場合に関しては派遣をさせていただいています。場合によっては、通訳のみでは足りないような、

例えば意思疎通のために必要な相談支援ですね。相談支援と絡めながら通訳が必要なケースというのがありますので、そういったところに関しては相談、ろうあ相談員と手話通訳者と二人三脚の体制での支援というの、現実として、やっているところです。そういった形をケアホーム等の日常の生活の中でやっていけるのかというお話なのかなと思うのですが。

会 長：というよりも、そのケアホームとかグループホームの、その経費の中に、いわゆるコミュニケーション支援に関するお金が含まれているのかという趣旨だと思います。

委 員：そうですね。

会 長：それが、その事業の事業費の中で使用できないかと。正直、コミュニケーション支援に関する費用は少ないから、ほかにも活用がいっぱいあり、ただ生活の中でもっとそれができないかっていうご趣旨だと思います。

事務局：ケアホームの事業者報酬に関しましては、国基準で定めてありますので、そこへさらに上乘せするというのは、難しいお話だと思います。

委 員：わかりました。

会 長：後ほど計画との関係も出てくるかなと思うのですが、それぞれのケアホームという問題に限らず、いろいろな利用するところでの、例えば手話通訳の方、実際に今働いてる方にそういうものをちゃんと理解してもらえるような研修助成制度とか、そのような方法もたくさんあると思いますので。また、その辺のことを後ほどのところでもご審議、これからまた計画づくりがあるので、その辺りもまたご意見いただけたらいいかなと思います。現在のところは、その事業費の中で、そういう仕分けにはなっていないということです。そこはご理解いただいたとしてよろしいでしょうか。

委 員：はい、わかりました。

会 長：ほかにご質疑ありましたら。よろしいでしょうか。

そうしましたら、後の計画とも関わってきますので、遡ってご質問ということは別に構いませんので、これとの関連で、もし先ほどの予算のことも、ご質問いただけたら、また、その時に事務局にお答えいただけたらと思いますので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「よろしいです」と言う者あり)

会 長：はい、ありがとうございます。それでは、次、案件の3、4ということで進めさせていただきます。

事務局：会長、先ほどの委員変更でご紹介できていない委員がおられますので、今からご紹介させていただきます。

昨年の12月末で前委員でありました植田栄子さんが辞任されましたので、ことしの1月から桑原一章さんを就任していただいております。

委 員：よろしくお願ひします。

会 長：それでは、次の案件にまいります。障害者計画、20年度の会計の進捗状況の管理と、それから次期の枚方市の障害者福祉計画、これに伴う次の計画の方向とかいう辺りを一括して事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局：それでは、案件3、枚方市障害者計画（平成20年度改定）進捗管理について、ご説明いたします。

本障害者計画につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、平成20年度に改定を行い、終期を平成23年度としたところでございます。この計画の中で書かれております平成23年度末での目標達成に向けて、庁内各課を始めまして取り組んでいる事業について、平成20年度、21年度実績について評価をいたしましたところ、おおむね目標達成に向けて事業を進めていただいているところでございます。本日は、これらの事業の中で特に実績があった事業等について抜粋をし、報告をさせていただきます。

それでは1ページをごらんください。施策目標1、自立を支援する、施策課題1、住まいの確保と改善についてでございます。

この施策課題1のところでは、3番の項目である住宅改造助成についてご説明いたします。住宅改造助成につきましては、従来、公平を期すため、前期、後期の抽選方式を行ってききましたが、抽選を行わず、随時に受付を行うことにより、より利用者のニーズに応えることができました。引き続き、重度身体障害者、重度知的障害者が地域での生活を送るための条件整備の1つとして制度を継続して実施し、利用の促進に努めてまいります。

続きまして、施策課題2、地域生活を支援するサービスの充実-1についてでございます。番号の4番、福祉施設入所者の地域生活への移行につきましては、平成18年度から23年度までの間に福祉施設入所者91人が退所し、地域生活に移行するとの目標を設定しております。この間、平成20年度、平成21年度でそれぞれ9人の方が退所されており、平成21年度末時点で累計76人の方が退所しております。

続きまして、番号5、退院可能な精神障害者の地域生活への移行につきましては、平成18年度から23年度までの間に、退院可能な精神障害者74人が退院をし、地域生活に移行するとの目標を設定しております。この数値につきましては大阪府の方に照会させていただいたところ、平成21年度末で累計113人となっております。

また、番号6から9の自立支援給付全般に係る実績につきましては、先ほどの案件でもご説明いたしましたが、着実にサービス提供量は増加しているところでございます。

今後も地域移行を進め、地域での生活を支えるサービスが確実に提供できるよう、サービス基盤の整備を図ってまいります。

続きまして、3ページ、施策課題2、地域生活を支援するサービスの充実についてでございます。この中では番号12、13、福祉作業所の移行促進についてでございます。平成21年度末現在で13か所の福祉作業所が残っており、今後は福祉作業所の意向を聞きながら、円滑に移行の促進、支援を行ってまいります。

続きまして、4ページ、施策課題2、地域生活を支援するサービスの充実についてでございます。この中で申し上げますと、番号17番、障害者の日常生活支援についてでございます。これにつきましては、今後も引き続き事業者参入を図っていき、サービス提供量を確保してまいりたいと思っております。また、留守家庭児童会につきましては、平成22年度についても障害がある5年生、6年生の受け入れを試行して、拠点拡大や実施時期などの検証を行い、平成23年度以降について方向性を定めることとしております。

続きまして、施策課題3、情報サービスの充実についてでございます。番号24から27につきまして、情報サービスの充実に向けて、コミュニケーション支援の制度は整備されつつあるところでございます。今後は人材の確保と育成について継続して実施していくものでございます。

続きまして、6ページになります。施策目標に社会参加の促進、施策課題1、まちのユニバーサルデザインをめざしてでございます。この中で申し上げますと、番号29、防災計画につきましては、現在、実施中の災害時要援護者避難支援事業は、登録者が少数にとどまっており、支援者の設定が困難なケースもあるほか、主として要援護者の支援を実施していく上でのさまざまな課題が浮かび上がってきていることから、今後につきましては健康部及び福祉部との災害対応マニュアルの見直しを行い、要援護者支援の具体的な実施方法や手順を定めた健康部、福祉部のマニュアルの災害時要援護者支援対策編として整備を図っていくものとしております。

続きまして、番号35の公共交通と道路のバリアフリーについてでございます。平成20年度におきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー新法に基づきまして、牧野駅、御殿山駅、宮之阪駅、津田駅とこの周辺地区のバリアフリー基本構想を策定いたしました。平成21年度につきましては、御殿山駅、宮之阪駅、津田駅のバリアフリー化を推進するために、枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備補助金の交付を決定したところでございます。また、平成22年3月31日となりますが、御殿山駅のバリアフリー化が完了いたしましたところでございます。今後につきましても、計画的かつ着実に整備に努めていくものとしております。

続きまして、施策課題2、雇用・就労の促進についてでございます。この中では番号38、市職員への雇用についてでございます。市職員の雇用につきましては平成20年度、21年度ともに職員採用試験で障害者枠として2名程度採用予定で募集をいたしました。結果、各年度1名ずつ採用をしております。また、採用試験におきましては、平成20年度までは点字受験は事務員のみ、拡大文字受験は全職種可能としておりましたが、平成21年度につきましては、全職種において点字受験及び拡大文字受験を可能としたところでございます。また、平成21年6月1日現在の本市障害者雇用率は2.9%でございます。今後につきましても、この障害者基本計画の方に載せておりますように、独自目標である雇用率3%を達成するために引き続き継続的に障害者枠による採用を行うとともに、職場環境の改善に努め、障害者雇用の促進に取り組んでいくものでございます。

続きまして、施策課題3、市民の理解と相互交流についてでございます。ページをおめくりいただいて、番号40の項目、広報広聴活動についてでございます。ユニバーサルデザインに配慮して市のホームページの充実を図り、今後につきましても広報課の発行物やホームページに掲載する問い合わせ欄には電話番号とファクス番号を並記するなどしております。

また、番号の42、ボランティアの養成につきましては、平成15年度以降、毎年ボランティア養成に取り組んでおり、災害ボランティアについても災害時要援護者避難支援事業と併せて募集を行っているところでございます。今後も引き続き募集を行い、養成を図っ

ていくこととしております。

続きまして、施策課題4、文化、スポーツ、レクリエーション活動についてでございます。番号43の社会参加、自立を助ける学習活動についてでございます。今後も主催事業において支援を行い、障害者の学習機会を増やせるように努めていく。また、障害者の活動の場を広く提供できるように今後も努めてまいります。

続きまして、番号44、文化・芸術活動の促進についてでございます。これにつきましても、今後も障害者の活動の場を広げるように努めていく、またボランティアの確保等、事業の進め方についても検討をしていくものでございます。

続きまして、番号45、図書館サービスについてでございます。図書館サービスについてでございますが、視聴覚障害者等に対する平成21年度の録音資料の個人貸し出しは前年度より1,691タイトル多い5,174タイトルの貸し出しがございました。また、聴覚障害者に対するサービスといたしまして、年3回、手話ブックトークを開催し、聴覚障害者27名の方の参加がありました。今後につきましても、聴覚障害がある人のための日本語字幕、視覚障害のある人のための映画の場面進行に合わせてガイド音声情報がついたバリアフリー映画上映会につきまして平成21年度に実施し、視覚障害者17名、聴覚障害者2名を含む66名の参加がございました。今後も視覚障害者に対しては情報ネットワークを活用したサービスの充実を図っていき、聴覚障害者には図書館利用の促進を図るため、手話ブックトークの開催や手話字幕つき映像資料の制作を進めてまいります。

続きまして、番号46、スポーツ、レクリエーション活動の推進についてでございます。これにつきましても、毎年度障害者スポーツ教室を継続的に実施しているところでございます。

続きまして、施策目標3、主体性を尊重する社会サービスづくりについてでございます。施行課題1、相談支援体制の充実の項目では、番号48、ケースワーカーなどによる訪問相談についてでございます。こちらにつきましましてはケースワーカーが身体障害、知的障害、精神障害の各障害特性をより理解できるように、大阪府が実施しております市町村新任職員及び業務担当者研修、精神保健福祉業務従事者研修及び初級研修、精神保健福祉担当職員及び精神保健福祉関係者職員研修、医療観察法についての基礎研修などを受講しております。また、これらの研修を受講するごとに専門的な知識の習得に努めました。また、ケースワーカーが介護給付等のサービスを受けるために必要な障害程度区分を認定するために、大阪府が実施しております障がい程度区分認定調査員新任研修に加えまして、市独自で実施しております障がい程度区分認定調査員上乘せ研修についても受講をしております。このような研修を経て、この間、多くの調査を実施しているところでございます。また、研修を通して得た知識を、必要に応じて家庭訪問などを実施して相談を受け、利用者本人の状況やニーズをとらまえるとともに、的確な情報提供を行えるようにしているところでございます。

今後につきましても、研修等に積極的に参加をし、専門的知識の習得に努めるとともに、的確な状況把握を行うことで、適切な情報及びサービスの提供を行ってまいります。

続きまして、施策課題2、権利を守る仕組みでございます。こちらの方では番号50番、

障害者の権利擁護と成年後見の利用援助についてでございます。こちらにつきましては、障害者や家族支援者からの相談に応じて、成年後見制度の説明や権利擁護事業及び地域福祉権利擁護事業についての利用支援及び福祉サービスの利用援助を行っているところでございます。また、二親等以内の家族がおられない障害者や虐待を受けている障害者等につきましては、必要に応じて成年後見市長申し立てを行ったところでございます。これにつきましては、平成21年度に2件申し立てを行っております。また、障害者相談支援事業所では多重債務の被害に関することと権利擁護に関する相談支援についても行っていただいているところでございます。

今後につきましても、ケースワーカーが情報提供を行うために、成年後見制度への理解が深められるよう、大阪府が実施する成年後見制度に関する研修等にも積極的に参加してまいりたいと思っております。

続きまして、12ページ。施策目標4、生命と健康を支える、施策課題1、健康づくりでございます。

この中で申し上げますと、番号53、健康相談では健診の実施体制が変更となったため、健康診査の事後フォローなどの機会は減少しているところでございますが、対象者から事前に連絡があり、配慮が必要な場合につきましては可能な限り健康相談の環境整備を行っているところです。今後も障害者やその家族の実情に応じた健康相談を実施することとしております。

続きまして、施策課題2、保育・教育・療育の充実についてでございます。

番号61、学校教育、義務教育についてですが、これにつきましては今後も継続して、個別の教育支援計画等を活用した小学校との連携の充実や、保護者や保健センター、支援学校との関係機関との連携の充実を図っていくこととしております。

以上が障害者計画の平成20年度、21年度の顕著な主な取り組みでございます。

続きまして、案件4番、次期枚方市障害者計画スケジュールについてご説明いたします。計画についてご説明いたします。資料4、枚方市障害者計画策定スケジュール（案）をごらんください。

今回出席していただいております委員の皆様方に直接お願いいたしますのは、施策推進協議会と書かれた部分でございます。平成22年5月で見ますと、施策推進協議会で計画スケジュール提出となっており、このスケジュール案をお示ししているところでございます。また、8月にも施策推進協議会を予定しており、次期障害者計画の方向性、ニーズ調査の概要等について意見をいただきたいと考えております。

続きまして、11月につきましては、そのいただいたご意見をもとに、方向性、施策目標を定め、その方向性に従って、事業項目やニーズ調査の項目、内容について検討していただきたいと考えております。また、事務局の10月の欄に、調査について委託契約とございますが、これにつきましては、ニーズ調査について委託契約を締結していく予定としております。そして、12月にはニーズ調査を実施し、翌年2月の推進協議会では調査集計についてご報告させていただくことを予定しております。

また、23年度につきましては、6月、7月、これはあくまで予定ですが、さきに推進協

議会を開催し、素案のもととなるもののほか、計画立案中ではございますが、現計画の時点総括等をしていただければと考えております。この際に、実施計画に反映させるべき内容等について検討していただけると考えておりますので、ご協力、よろしくお願いいたします。この素案をもとにしまして、10月にパブリックコメント、公聴会を開催させていただき、広く市民意見を広く募集させていただき、これらの意見を踏まえまして、11月の施策推進協議会で案を検討していただけたらと考えております。その後、平成24年2月に最終案を提出させていただけるように考えております。

以上が案件4、計画の策定についてでございます。以上で説明を終わります。

会 長：はい、ありがとうございます。資料がかなり進捗状況の報告については多いものですから、皆さん方には事前にお送りさせていただいておりますので、関係のところは見ていただいていると思います。今説明にあったところの質疑等、それから、見ていただいている、先ほどの説明にはなかったけれども、質問したいというようなことを含めまして、ページとかナンバーを言わせていただいて、申しわけない、委員さんのお名前も一緒に言わせていただいてご質疑いただけたらと思いますが。

どうぞ、どこからでも結構です。はい、どうぞ。

委 員：〇〇です。4点ご質問いたします。最初1ページにある4番、5番のところ、福祉施設から出て退所された方が21年度末で76人とお聞きしたのですが、その方たちのどういうところに退所されてきたのか。今、どういう現状で生活されているのかというところを教えてください。退所されてもまた大変な状況の中で、再度また戻られるというケースもお聞きします。その辺、もし、数ないし内容がわかれば教えてください。5番の精神障害者の方が、113人とお聞きしたのですが、その方たちもどういう形で退所された後、生活されているのかということも、お聞きできたらと思います。それをもとに、やはり、今後、枚方でどのような地域生活を送っていただけるための計画が要るのかということが出てくるかなと思います。まず、それをお聞きしたいです。

会 長：1ページの4、5のところです。累計としては出ていますが、実態としてその出られた後どうなっているのかということと、それから精神の方は特に、退院された後また入院するという数を、どう把握されているのかという辺りの、退院されただけの累計とか、退所されただけの累計でなしに、その後の後追いをどうなっているのかということをお聞きしたいということですが、事務局の方、お願いします。

事務局：4番について。福祉施設の入所者が移行されたということで、詳しくその76名の方のお一人おひとりの追跡調査ということはないですが、多くはグループホームまたはケアホームですね、地域移行の訓練事業等を利用されながら、移行されているというように形になっております。ただ、今後、こういった地域への移行を考える上で、また一人ひとりの地域移行の状況の把握に努めるということも、また必要ではないかというように考えています。

事務局：それでは、5番についてご説明いたします。基本的に、この障害者計画の62項目につきましても、市の方で進捗管理を行っているところでございますが、この5番についてのみ、大阪府の方に数値につきまして照会をさせていただいているところでございます。

この数値につきましては、平成18年度から23年度までの間に、退院可能な精神障害者の87人のうち70、85%の方を地域移行するということで見込ませていただいた74人という数値をまず立てさせていただいております。この間、平成22年3月末の現在で、62の方がこのような形で地域移行しているということでの報告を府からいただいております。今回ですが、平成20年と21年度の数値について、府の方に確認させていただいております。もともと、この数値の出し方というのが、府内の各精神科病院に対して、府の方が毎年10月に照会をされて、いわゆる院内寛解者の方に対して、元々の出身はどちらですかというようなことも含めて聞かれて、どこの市で対象となるべき院内寛解者の方が何人おられるということで数値を出しておられます。

それで言いますと、平成19年の10月の時点で枚方市の方が67人おられたと。それについて、平成20年の時点でそれが20人に減っているということでしたので、この間、この47人の方について地域移行されたというふうに数値をいただきました。21年の10月の時点につきましては16人ということですので、この間、20年、21年については4人の方が地域移行されたというふうに解しているということでご報告いただきましたので、この62人に47人と4人を足した数、113人という形で先ほどご報告をさせていただいた数字となっております。

また、委員ご指摘にありました、その方が地域移行されて、どういう住居形態に生まれたのか、また戻られたのかということに関しましては、資料といたしまして大阪府の方も持ち合わせておられないかと思えます。今のところ、報告を受けた人数については、そのような人数でしたので、今ご報告をさせていただきましたとおりでございます。

以上でございます。

会 長：はい、ありがとうございます。後の計画との関連というのは、かなりあると思えます。特に精神入退院の部分というのは、出身と、その出身地に戻られているのかということとはわからないです。それから逆に言うと、退院されて枚方に入ってこられる場合もあると思えますので、そんなことも含めて、少し市の方から要望して、ぜひ、府の方に退院の後追いをきちっとしていただくようなことは必要だと思います。やっぱり、数字で自立支援法に当てはめた形ですとじていますので、そろそろ実体化の中の精査についても必要だと思います。また、進捗状況の中で、まだ少し時間があるので、ぜひその辺も含めて要望もしていただけたらと思います。数字の内容は、今の説明で大体おわかりになっていただけましたでしょうか。よろしいですか。どうぞ、引き続き、どんなところからでも結構ですから、ページ順番でなくても別に結構ですので。それでは、どうぞ。

委 員：〇〇です。13番のところですけども。福祉作業所の移行促進についてというところ。作業所の移行促進、スムーズに移行を進めていくということですが、具体的にどのような方法を考えられているのか。それから今現在、法人化に向けての支援をされていると思えますが、それ以外に何か具体的なことがあるのでしょうか。それと、いかにスムーズに移行を進めていくのかということについて、市と話し合うような場所、場面がある方がいいのではないかと考えているのですが。

会 長：あと、残り13か所になっていると、先ほどご報告がありました。その辺りにつきま

して事務局お願いします。

事務局：新体系への移行促進というところで、昨年度から実施しております、まず、法人格の持ち合わせておられないところもたくさんございますので、そういったところを、まず、NPOといった法人格の取得をしていただくということで、法人格の取得の講座を昨年度実施しております。本年度に入りましては、それぞれの個別の支援ですね。例えば、法人格の取得のために必要な書類の作成といったことですか、そういった個別の指導、支援を行っているところです。それと、あと新体系に移行するにあたりましては、府の方で指定、事業所の指定を受けていただく必要もございまして、そういったところは府の事業者指導課の方へ支援を、市の方からも同行訪問するなどをして取得の支援をしていきたいと考えております。

あと、特に委員のところでしたら、これから物件の取得なども課題となっておりますので、一緒に探すなど、そういうこともやっていきたいと思っておりますので、今後とも、よろしくをお願いします。

会 長：委員、よろしいでしょうか。そういうお答えでよろしいですか。もうちょっと具体的に何かお聞きしたいことがあるのかなと思っております。

委 員：自分のところだけでなく、みんなが集まって、いろいろ困っていることがもっといっぱいあると思うのです。今、具体的にその指導課へ一緒についていくとかっていうこと以外にもっと根本的に困っていることがいっぱいあると思うんですね。そういうことをどうやってクリアしていけるのかっていうことも一緒に、どういうシーンが必要になるかということも一緒に考えて、話をする場所ってというのが欲しいなと思ってるんですけども。

事務局：わかりました。それも個別のご相談ということでよろしいですね。

委 員：それだけではなくて、残っている作業所13か所が集まって、一緒に市と話をするというような機会が。

事務局：13か所が一斉に集まっていたらいい。

委 員：集まれるかどうかはわかりませんが。

事務局：その機会は、持たせていただきます。

会 長：共通課題もあるし、共同できるところも出てくるかもわかりませんが、今残りの13か所と一緒にあって、市との話し合いの場を、ぜひ設けていただきたいということでよろしいですか。よろしくをお願いします。

事務局：はい、わかりました。はい、させていただきます。

会 長：ほかに、もうどんなことでも結構ですから。はい、どうぞ。

委 員：資料の1番ですが、障害福祉関連のこの予算の中で番号27の障害者自立支援法施行の特別対策事業経費のこの(1)から(8)ですが、ここの部分というのが、障害者自立支援法に移行したところが特別対策事業の経費として申請すれば使える事業経費だと思いますが、ここの部分が本当にこれ枚方市でも使っている事業所が出てきているのかどうかということも気になるのですが。この事業の経費というのは、もし余ったら、府や国の方に返さないといけないんですね。

事務局：それは国、府、市の負担割合が決まっておりますので、実際に支出した額に応じて国、府、市がそれぞれ負担するということになっておりますので、返すとか市の中に残るとか、そういったものではないです。

委員：実際は申請されておられますか。(1)から(8)までを。

事務局：事業所が対象になるものもあれば、利用者本人が対象になるものもありますので。

会長：もう一度言いますと、先ほどの大きい資料1の裏面の障害者自立支援法施行特別対策事業経費の(1)から(8)の経費についての説明で、今から事務局に答えていただくのは、その(1)事業運営安定化事業について、計画されているものに対して、どのぐらいのところが利用しているのかということをお答えいただきます。

事務局：事業運営安定化事業については、何か所というのが今すぐ数字で出てこないのですが、実績はありますし、申請は出てきております。具体的に数字をすぐ挙げられる分についてご説明いたしますと、(2)通所サービス等利用促進事業経費についてですが、通所サービスの施設にお支払いする分と短期入所の施設にお支払いする分と2種類あるのですが、その通所サービスの事業所に対しては21年度実績16か所に対して、支出しております。短期入所の施設に対しては3か所に対して支出しております。3から6につきましても、すべての事業所に対する支出となっております、21年度どれも実績はありません。今すぐ。それぞれについて何か所ということが、今、手持ちの資料でございませんので、もし、よろしければ、お渡しさせていただきたいと思っております。

会長：委員がおっしゃるのは、その事業所は内容がわかっていて、それに対して利用をきっちり申請して、本当に周知徹底された中でちゃんと利用されているかどうかということの把握はされていますかということですよ、実績もそうですが。

委員：今、市の答えを聞いていても、その数が、まあ、私からすれば、ちょっと数が少ないと思いますので、そこがやっぱりうまく機能していないということが、府、市、事業所もそうなのですが、私たちは私たちがメールなり、大阪府に対して、これは少しおかしいのではないかということとは言えるのですが。市の方からも、対策事業費の中で、事業所の申請が余りにも少ないから、うまく機能していないのではないかということ、市から府の方に、もう少し違う形で、お金を使われるようにするとかというような話し合いというのは、今後して欲しいですね。事業所からは府の方には言っているのですが。

会長：はい、どうでしょう、何かそれについて。

事務局：周知できているかどうかということのところだと思いますが、市からも事業所には案内は差し上げています。

委員：案内はしているけれども。

事務局：今の事例の通所サービスでしたら、案内は差し上げているかと思います。

委員：大抵そうですが、(1)から(8)で、うちがもらえるサービスのものについては、府なり市なりからメールなり文書なりは来るのですが、どうしてもわかりにくくて、こっちが何うというパターンがあるのですが。皆さんが皆さん、うまいこと対策事業の経費をいただけていたら、もう少し増えていると思うのですが。

会長：根本的な話で、この対策事業経費そのものの枠組みというのは、国からの部分です

ね。

事務局：そうです。

会 長：ですから、この経費の枠組みから外れた形では、対策経費が下りないということですね。

事務局：もちろんそうです。

会 長：ですから、その枠組みで、それ以上はできないというのは、もうこれは基本的な話です。その実際に、事業の幅みたいなのというのがどこまであるのかということ。それから、利用されているところが、本当にこれが枚方市から見て、もっと出てきてもおかしくないと思っているのに、出てきてないということに対して、もう少しアプローチして何かされているのか、逆に言えば、十分これ、出てきているという評価の中で進められているのかということも含めて、その辺については、どのように考えられているのかということかなと。

事務局：例えば、その通所サービスの件で言いますと、一定の枠組みがあるということはありませんでしたが、一定の要件ということで、例えば、その利用者から利用料を取っていないことが要件になっていたりします。そこで、もう既に現に、通所サービスやっていると、1回幾らとかいった利用料を取って、運営されているようなところでしたら、仮に今回この経費に乗りかえることができたとしても、またこれ23年度までで終わりですので、そこからまた利用料を取り出すのかとか、そういった運用上の手間とかもありますので、そういうところも考えた上で選択されているのかなというように理解はしているのですが。それは、そこをあえて使いなさいといったようなご案内は、特にしてないということです。

会 長：微妙な部分もあるのかもわかりませんが。よろしいでしょうか、事業者も力のある事業者ばかりではないので、そうでないところにも丁寧に、できるだけこう使える部分ということはきちっと説明された上で、だめな部分はわかったら、もうそれは納得でしょうけど、わからないまま、本当だったら使えたのに使えなかったってということないように、できるだけ、その辺は丁寧に説明していただけたらと思います。

会 長：はい、どうぞ、ほかにご意見あったら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。どんなご質問でも結構ですので。はい、どうぞ。

委 員：日常生活用具の部分ですが、今まで価格の変動がいろいろありまして、音声時計とか、そういう種類の金額が低く設定されていて、実際に購入する時には、もう少し値段が高くなっていたりして、負担額がちょっと大きくなってきていますので、その辺の価格の検討を一度していただけないかと思いますが。

会 長：日常生活用具給付事業の分ですね。裏面の障害者地域生活支援費の中の4と書いてあるところの日常生活用具の給付等事業経費の中で、ここの予算に組み込まれているものについて、かなり経費が変わってきているので、その辺については算入されているのだろうかというご質問と、利用法について。

事務局：今のご質問は予算の総額ではなくて、個別の用具についての支給限度額についてのご質問かと思いますが。皆さんのお手元には資料がないのですが、例えば、その視覚障害者用のポータブルレコーダーということであれば、現在、限度額が8万5,000円という設

定にさせていただいています。この限度額を超えて、もっと高いものが必要ですということのご要望と受けとめたのですが、それでよろしいでしょうか。その個別の用具の限度額については、個別のご相談ということにさせていただきたいと思います。

会 長：いかがでしょうか。何かほかにありますか。よろしいでしょうか。23年度が目標値になっていますので、それに基づいて各課がこれに取り組んでいるということで、具体的にどういう方向に今進んでいるのかということ具体的な数字があるところは割とわかりやすいと思いますが、進捗状況ですので、23年度に向けてこういう状況であるというご報告かなと思います。よろしいですか。

委 員：教育関連で。1つは4ページ17番の障害児の日常生活支援で、留守家庭児童会での5、6年生の試行をされたとおっしゃっていたと思いますが、試行はどうだったのかということが少しお聞きしたいです。それとそれに関連して、13ページの61番になりますが、障害児の方の相談ということで、地域の学校に行っておられる方たちの支援ということで、教育委員会の方の教職員の先生たちの研修等はどのような形になっているのか。またそれと地域療育について、どのような連携をされているのかなというところ辺がちよっと見えにくいので、お聞きしたいのですが。

会 長：もう一度言います。4ページ17番のところの留守家庭児童会の実態といいですか、今どのような状況なのかということと。それから、13ページの61番の学校教育の中でのそのいわゆる地域の学校へ行っている人たちに対する巡回指導等について、学校とその連携がどうなっているのかと。実はこれ17番のところにもあるわけですけど、福祉、保健教育などの関係機関の連携というのが、社会教育青少年課とか、家庭児童相談室とか障害福祉室とかでやられています。連携が本当にどの程度進んでいて、就学前、就学後、どのような形で、それぞれが連携しあいながら、地域での支援ができていくのかという辺りについて、一緒にご報告いただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：まず、昨年度、留守家庭児童会の方で、夏休み期間におきまして、障害のある児童、5、6年生の方の試行ということで、昨年、聞いており、3か所ということで実施されました。実際参加されたお子さんが5名ということでお聞きしております。当初、社会教育青少年課が予定されていた人数よりもかなり少なかったと報告を受けております。その要因としましては、周知期間にかなり時間的な余裕がなかった。実際、周知されたのが6月、7月に入ってからでした。あと、児童の状態としましては、通常、留守家庭児童会、校内に設けられています専用の留守家庭児童会室というところで実施されているわけです。試行にあたりましては、各支援学級の教室を夏休み期間中借りて、そこで実施されたということです。当然、支援学校を含めまして、市内の小学校に通っている方、そこで5、6年の障害のある方対象ということで、実施されています。卒会されて4年生まで通っておられたなじみのある留守家庭児童会室での実施ということではなかったもので、場所的にも戸惑いがあったりだとか、あと、指導に当たられた臨時の先生の扱いが不慣れな部分もあったということで、中にはガラスを割ってしまったりだとか、外に出られたりだとかの事例の報告も受けております。

今後、障害福祉室も保護者会の方のご意見をお聞きしたりする機会もありますが、社会

教育青少年課におきましては、今年も実施の方向で、試行を実施するという事で一定検討されているようです。その上では、昨年のような実績も踏まえながら実施していくということで情報は聞いております。

事務局：61番についてお答えさせていただきます。学校の方でどのような研修かというようなご指摘であったかと思いますが、幼小中の教員で組織する支援教育研究部において研究員の技量を高める研修といたしましては、平成20年度に10回、21年度に9回行なわれました。支援教育コーディネーター研修ということで、これにつきましても、幼小中教員対象ですか、20年度で4回、21年度でも4回。支援教育研修という幼小中教員たちを対象にした研修につきましても、20年度4回、21年度については5回行っておられるということで報告はいただいております。以上でございます。

会 長：研修について報告を受けたのですが、実態として、それがその地域の巡回地域相談に則って、どういうふうの実績があらわれているのかという話かなど。委員がお聞きしたいのは、そこら辺かなと思いますが。その辺は、何かわかりますでしょうか。質問の趣旨はそちらの方かなと思いますが。

事務局：支援教育コーディネーター支援充実事業ということで、非常勤講師の方について20年度から配置をしておられる事業について、20年度、21年度継続しておられるという報告についてはいただいておりますが、それが例えば一人何校担当しているとか、そういった情報を持ち合わせておりません。

会 長：ぜひ、一度そこら辺もお尋ねいただきたいと思います。それと、先ほどのところで、少し気になっていたのですが、昨年度、5、6年生を対象にして実施されたということで、周知が遅れたという話が出ていたのですが。6月、7月になったとかいう、違いますか。そういう話出ていましたね。

事務局：はい、説明いたしました。

会 長：今年度は実施される予定ということは先ほどお聞きしましたが。既にもう5月の21日で、また今年も周知が6月、7月になるような。去年、周知が遅くなり徹底ができなかったというようなことが。まだ今、予定という話だと、また6月、7月になって周知徹底できないということになっていくので。ここでは障害福祉室も連携取られているという意味では、そこをきちっと、前年度の轍を踏まないということをお願いします。これは何か答えてくれということじゃなしに、お願いしたいと。できるだけ早いこと周知徹底してやっていただかないと、去年の反省は反省ではなくなるという思いがしたものですから。

すみません。時間が11時30分でもうかなり焦って、ここだけ言っておきたいと思ったもので。何か今何か答えてくださいという意味じゃなしに、要望としてお願いします。

事務局：留守家庭児童会の関係につきましましては、今年4月の段階で、関係の保護者の方には、周知はされておられるということでは聞いております。

会 長：はい、ありがとうございます。すみません。最初に言いましたように11時30分になりましたので、この後、諸富副会長の方からご進行いただきますので、途中で退出して本当に失礼なことですけれども、後は、よろしく願いいたします。

副会長：それでは、諸富の方でかわらせていただきます。今まで同様に、何かご質問ござい

ますか。はい、どうぞ。

委員：障害者の歯科診療について。一応、保健センターで木曜日に障害者歯科診療をされていることは知っています。それとあと、枚方療育園もされているのですが、それ以外で医師会と提携を図って診療する日、受け入れされてるとか、そういうことはわかるのでしょうか。それとも、急に痛くなる時もあり、普通の方なら他のどこでも行けるのですが、普通、なかなか障害者の受け入れということが難しいので。何か障害者を受け入れてもらえる歯科医の資料っていうのはあるのでしょうか。

事務局：ただいまのご質問について、今、委員も申し上げておられたとおり、保健センターですね、あとは枚方療育園ということに、つきましては当方でも把握させていただいているのですが、あとはその個人的な伝手というか、小さい頃から係っていると。そういった兼ね合いで行っておられる医院もあるかと思いますが、特別この医院が、この歯科がその障害者の方を受け入れる体制を整えておられるという情報については持ち合わせがございません。

副会長：よろしいでしょうか。2か所のまま、現状維持ということね、はい。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：11ページの49番ですが、昨年市役所で初めて手話通訳士の資格を持った者を採用するという事になったと思いますが、それがその49に伴って手話通訳士の採用募集をしたという意味なのでしょうか。

事務局：昨年の市職員募集の中には手話通訳士の条件を付して募集をしました。

委員：それが初めてだったのですね。

事務局：初めてですね。しかし、試験をした結果、合格点に達する方がおられなかったということで、今年度4月1日の採用には至らなかったということを人事課から聞いております。

委員：今年も継続して、手話通訳士資格ということで募集されるのでしょうか。

事務局：今年度の募集要項については、また秋頃になると思うのですが、今のところ、そのようになるかということは、まだ決定はしていないと思います。それは追って募集要項で公表されますので、今ここで大丈夫ですとかいうことは言えないですし、わかりません。

副会長：よろしいでしょうか。

委員：ぜひつけてください。

副会長：そういうことですので、よろしく願いいたします。他にありませんでしょうか。じゃあ、市の方、今のことを踏まえまして、十分配慮の方よろしく願いします。

ほかにありませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：〇〇です。細かなことで、たくさん聞きたいこともあるのですが、もう時間的な部分もあるのと、それから今の質問の流れから、一つは先ほど出ました教育との関連の中で、情報交換をしていると言われまして、それに対して実体的な内容に関してはどうなのかというのが出ましたけども、私も1点、学校への通学保障の部分で、義務教育における部分、前回も言わせてもらいましたが、通学の部分に対する、例えば福祉系が通学の部分是对応するのか、それとも教育系がそこを対応するのか、ここら辺の整備っていうことを、学校

関係者と論議される場があるのであればちょっと整理していただきたいというのが一つ。それから、5、6年生の試行、これ2年目になるのですが、多分対象になられる方は必要であるから要望があると思いますので、何年もそのような形で試行というような形になっていくと、また実態が少しいびつになってくるかなど。いわゆるそれを補うサービスというものが、違う形でまた整備しにくくなってしまう可能性もありますので、今年もう一回試行されて、来年度に向けてどうしていくか、早急にやっぱり関係者で結論出してもらいたいというのがありました。

それと、この計画スケジュール、案としてあるのですが、一方で自立支援法の方がもう廃案になると、廃止になるというのがはっきりしています。当然、それはみんなわかっていることなのですが、多分、この案とスケジュールと多分並行した流れの動きになっていくと思うのですが、その辺、今までのように市としては、そういうふうな動きを考えておられるかということ。今日の新聞の方に障害者虐待防止法案が成立するということが出ておりました。これも近々に、もう成立するということがありますので、この障害者虐待防止というの、これも大きな課題、また制度の変化が含まれてくると思うのですが、その辺、今わかっている部分があれば、よろしくお願いします。

副会長：復唱いたしません、4点ほどですね。よろしくお願いします。

事務局：まず、学校に対する通学保障ということで、こちら障害の方でも障害児童の保護者の方からなかなか通学に付き添えないというお声もそれぞれいただいております。当然、お困りの状態ということも、こちらの方は把握しております。そのケース、ケースごと、ご相談1件1件に対してどういった社会資源があるか、また学校側にこういったことでお困りであるということで一緒に相談させてもらったりして、現段階では対応させてもらっています。根本的な問題として、通学をどこが保障をしていくのかということになりましたら、かなり大きなテーマになりますので、事あるごとに学校側と情報交換をさせてもらいながら、問題解決させてもらいたいというように考えております。

それと、その5、6年生の留守家庭児童会の試行について。これにつきましては、委員のご意見も全く、保護者の方のご意見と同じところがございまして、いつまで試行を続けるのかというご意見が、やはり懇談会の中でも社会教育青少年課に対してあったところです。障害福祉室といたしましては、試行から本格実施という最終的な判断はやはり社会教育青少年課になってくるとは思いますが、今年で2年目ということになりますので、今回、試行されて、何らかの結論が出るのではないだろうかと考えております。

事務局：続きまして、計画関係の話になるのですが、現在議論していただいております障害者計画につきましては、平成23年度が終期で、平成24年度から10年間の計画ということで、障害者基本法に基づいた計画ということになっております。先ほど、委員がおっしゃいました障害福祉計画の方ですが、障害者自立支援法に基づく計画でございます。障害者自立支援法が今現在は廃案となっておりますので、市といたしましては、今後国・府からの指示等に基づきまして、粛々と事務を進めていくというのが現時点でのお答えになるかと思っております。

副会長：もう一つ、障害者虐待防止法案の点ですね。

事務局：先ほどの虐待防止法案の関係のお話につきまして、国・府から計画に盛り込むなり、指示が来るかと思っておりますので、それにつきましては、この推進協議会でも逐次ご報告させていただきまして、盛り込める部分につきましては盛り込んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副会長：委員、それでよろしいでしょうか。

委員：はい。

副会長：ありがとうございます。他にございますか。もうよろしいでしょうか。 はい、どうぞ。

委員：重心の方の日中活動の場の生活支援ということで、4ページの18番になると思いますが、日中活動だけでなく、その地域の中で生活していくということも今後必要だろうと思います。それで、今現状のグループホームとかケアホームのようなやり方っていうか、形では、ちょっと重心の方は非常に困難な部分も出てくるのではないかなと思います。そういうことも今後、重心の方が地域の中で暮らしていけるということを考えていただけたらと思っているのですが。

事務局：今後、障害者計画を策定していくに当たって、ニーズ調査も実施していきますので、その中で、どういうご要望があるのかといったところも踏まえながら、計画に盛り込めていけたらと思っております。

副会長：よろしいでしょうか、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：〇〇と申します。2ページの9、グループホーム・ケアホームということで、先ほどの委員のご意見とも関連するかと思いますが、予算の中でも家族の方の高齢に伴って短期入所であったり、それから、グループホーム、ケアホームですね、予算が増えているというところでは、大変心強く思いました。その中で、やっぱりニーズといいますか、要求の中で、これから日中活動の場も大切なのですが、これから、いよいよ暮らしの場についても整備が必要だということで、いろいろな要望を聞いています。特に、「南海香里のさと」も20年を過ぎまして、家族の方ももう70近くになってこられると、利用者の方の生活の場をどう作っていくのかというところで、非常に関心が強く上がっています。現在、こちらでは5か所のケアホームがあるのですが、一般の住宅を借りてケアホームを維持するという方法が、今後難しくなってくる利用者の方もいらっしゃると思います。

先ほどの重心の方の話もありましたが、今までは動けていたのが動けなくなってくる、また、より支援度が増してくるという中で、今後、これは質問というより意見なのですが、環境整備、それから支援体制の強化ですね。これが具体的にどうなっていくのか、例えば医療的なケアが必要な方もいらっしゃるでしょうし。その中で、いきなり病院ではなくて、できる限り地域で暮らしていきたいという希望を叶えるための環境整備であったり、支援体制の強化であったり、これはますます今後やっていただきたいと思っておりますので、これはぜひお願いしたいと思っております。

副会長：それでは、ご意見としてよろしいでしょうか。

委員：はい、結構です。

副会長：はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：〇〇です。保健所の方で取り組んでいるものとしては、長期入院されている患者の退院支援ということです。私はこの4月に枚方保健所に来たので、この枚方保健所での経過ってというのは、まだ十分把握をしていないのですが、長期入院の方の退院を促進するために保健所の方で取り組んでいる事業といたしましては、退院促進支援事業というものです。これは具体には、大阪府の方にある精神障害者社会復帰促進協会という財団法人ですが、そこが支援員という職員の雇用をして、その支援員を各地域に派遣しまして、具体的には病院の方から退院をさせたい、あるいはしたいという方を対象に、直接関係をつくって、地域と社会資源と一緒に行動して、退院を進めていくという事業です。

あわせて、保健所の中では自立支援促進会議という形で、地域の関係機関の方々が集まっていたいて、長期入院されている患者をどう地域として受け入れていけるかということを考える場との位置づけで行っております。

枚方の方では精神科病院が単科で3病院あります。その中で、その対象者を挙げていただいているんですが、現在、新規ケースがゼロです。これはゼロというのは、どういうことか、長期入院されている患者がいないわけではないです。長期入院されている患者は、たくさんおられる。ただ、おられるのですが、要するに、退院に対して躊躇されている、あるいは退院したくない、または病状が悪い、それとか家族が受け入れを拒んでいる、そういうさまざまな要件で希望が上がってないという実態があります。

そういった中で、どう、保健所として、あるいは地域関係機関として、一緒に取り組んでいけるかということで、今考えているものとしては、既に実施されているものもあるのですが、退院促進支援事業というのは、一定の手続が要るのです。主治医の了解、ご本人の希望、それで当然病状が安定しているのが前提なのですが、そういった手続を踏んで、要するに、ご本人の了解、契約ですね、そういうことにおいて支援を行っていくという手続が要ります。

これはすごくご本人にとって、やっぱり負担なのですね。前、私がいたのは茨木なのですが、そこでもやっぱり患者は言われました。退院をしなければならぬのですか、ただ退院をしなければならぬというような思いを持って手続をすると、すごく負担になってきて、なかなか途中で、やっぱり気持ちがなえてくることも多いのですね。

だから、そういったこともあって、なかなか退院したいと言えない、そういった方もおられます。そういった中で、枚方の方で、今一部の取り組みが始まっているのは、相談支援事業所が、病院の方から、この人の退院について一緒に考えて欲しいということが、直接事業所の方に上がってきて、その事業所からスタッフが病院の方に行って、スタッフと患者との関係の中で少しずつ退院の意欲を高めていこうという取り組みをしています。ただ、残念ながら、その相談支援事業所がそういった活動をされていることについての予算措置はどこにもないのですね。大阪府にあるのは、退院促進支援事業という契約に基づいた事業しかないのです。相談支援事業所の活動があったので、ボランティアなのです。そういうところの補償を枚方市の方でしていただけるような形ができるか、当然、大阪府の方もそれに合わせて予算も考えていかなければならないと思うのですが、そういった形を通じて、要するに、本人自身の負担が少ない形での退院に向けての取り組みというのが必

要なのでは、ないかなと感じております。以上です。

副会長：これは、退院促進事業のご説明と問題点、状況説明と、その中の問題点の1点として、相談支援事業者への経費の設定とか、そういうことの要望になるわけですか。

委員：そうです。

副会長：事務局の方、どうでしょうか。

事務局：今のご質問ですが、枚方市の取り組みとしては、当然市内において、精神の単科病院を始め大きな病院が3病院ございまして、そういった病院の方から今までご説明あったように、退院に向けての退院促進事業ということで取り組みをされていて、一定退院された中で、今入院が引き続き行われている方については、何らかのご事情があつてなかなか退院に結びつかないということで、これは本年度から、保健所も参画していただきながら、枚方市の自立支援協議会の中の地域移行部会の中で一定検討された中で、精神の退院促進のネットワーク会議というものを立ち上げてまいりました。この今月末から第1回目の会合が行われるわけですが、そこには当然枚方市の障害福祉室、また枚方保健所、自立支援協議会の3者合同での主催となっております、そこに市内の精神関係の社会資源である通所関係の事業所であるとか、あと病院が参加されています。

その中で、地域ネット、ネットワークを構築しながら、そこで退院促進事業で指摘されていますような、複雑な手続というものを何らかクリアできるような形で、新しい退院に向けての社会資源の改善ができないか。また、システム構築ですね。そういったものを考えていこうという運びになっております。

あと、今現在、その相談支援事業所がボランティアというような形で、退院に向けての手助けをされておるといところで、市として何か財源的な援助というものができないかということなのですが、こちらの方として、具体的に何か新しい負担ができるっていうようなことは、ここではなかなか申し上げにくいのですが、相談支援のその活動の一環として活動はしていただいているとの解釈に至っております。ただ、いろんな個々のケースにおきまして、ご足労願っているのは事実であります。その辺につきましては、またこういった地域ケアネットワークの会議を活かしながら、より退院促進に向けた取り組みができるように検討していきたいとは考えております。

副会長：どうもありがとうございました。それでよろしいでしょうか。今後の方向性というよりも、流れというか、説明でしたが、よろしく願いいたします。

他に何かありませんでしょうか。もう時間の方も押して来ていますが、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：高次脳機能障害に関することなのですが、その辺の支援に関しては、この精神障害の方の支援の中に含まれて考えられておられるのでしょうか。

事務局：高次脳機能障害についてお答えします。最近、特に交通事故であるとか、あとは脳血管障害といった病気の後遺症であるとかということで、脳の障害を起因としまして、思うには重複障害が伴うような症状でございますが、現段階では、気質性機能障害に位置づけられております。支援内容としては、そういった診断書をもとに精神障害者の枠の中での支援という枠組みになっております。

ただ、通常の統合失調症とかとは全くその障害の程度も、支援の方法も全く違いますので、全国もそうですが、府下でもいろいろ高次脳機能障害の方に対する支援を今現在構築している最中です。特に帝塚山に自立支援センターが19年に、府下の施設としてできまして、そこでは、高次脳機能障害の方にはかなり特化した支援プログラムを組んでおりまして、障害福祉室の窓口でも、やはり年に数件、そういった支援のご相談ございますので、適宜、そういった専門的な支援のプログラムが受けられるような施設をご紹介させてもらっているところです。

副会長：状況の説明ということですが、それでよろしいでしょうか。

委員：今後枚方市の方でも、高次脳機能障害の方の支援に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

副会長：高次脳機能障害についてのご要望ですね、今後の取り組みについてご要望がありましたので、よろしくお願いをいたします。ほかにございませんでしょうか。

案件の1番から4番までの案件につきましては、一応終了させていただいてよろしいでしょうか。

（「よろしいです」と言う者あり）

副会長：そうしましたら、案件の5番ですね、その他について、事務局の方、お願いします。

事務局：次期障害者計画についての提案でございます。本日のこの会議は、障害者基本法に基づく会議でございます。本市では、もう一つ枚方市自立支援協議会という会議を設置していますが、その協議会というのは、関係機関等のネットワークで構築し、本市の障害福祉行政に協力していただいているところでございます。従いまして、本日の提案と申しますのは、本日、配付しております、枚方市障害者施策推進協議会設置要綱がございまして、その第7条に、「協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席もしくは資料の提出を求め、または委員以外の者から意見もしくは説明を聞くことができる」という規定がございまして、この規定に則りまして、次回以降、枚方市自立支援協議会枠として自立支援協議会から1名程度、本協議会のオブザーバーとして出席していただきまして、障害者計画を策定に当たって委員の一人として、入っていただきたいという提案でございます。

副会長：少し整理してみますと、事務局の方の提案は、自立支援協議会から本協議会に、自立支援協議会枠として一人、オブザーバーとして参加していただくということにつきまして、ご提案ありました。今後、計画を策定する上では必要だと思いますが、今皆さんのご意見の方はいかがでしょうか。委員の皆さん方、何かご意見あればお聞かせ願いたいと思っております。

ごございませんようでしたら、1名、自立支援協議会の方からオブザーバーとして本協議会に参加していただくということでよろしいでしょうか。

（「よろしいです」と言う者あり）

副会長：それでは、そういうことでオブザーバーとして参加していただきます。他に、事務局の方から何か案件ございますか。

事務局：次回の会議日程ですが、会長とも相談いたしました結果、8月25日、水曜日、午

前10時から会議を開催させていただきたいと考えております。

案内、また、場所等につきましては、後日、お知らせさせていただくということで、8月25日10時を予定として空けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

副会長：はい、それでは本日の案件は全て終了しましたので、施策推進協議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。